

保護者各位
(保育所・学童)

八潮市子育て福祉部保育課長

「緊急事態宣言」発出に伴う保育施設の対応について（通知）

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月7日に発出された「緊急事態宣言」に基づき、埼玉県が対象地域に指定されましたが、保育施設については臨時休園を要請されていないことから、通常どおり開所します。

ただし、今後の感染状況によっては、登園自粛を要請する場合がありますので、予めご了承ください。

なお、下記の1から4までのケースに該当した場合は、速やかに在籍する保育施設までご連絡をお願いいたします。

※特に児童やご家族がPCR検査を受けた場合について、事後報告となるケースが見受けられますので速やかにご連絡いただきますようご協力をお願いします。

記

1. 児童が感染した場合について

当該保育施設の一部又は全部を臨時休園とします。

- ・臨時休園の期間は2週間程度を目安とします。
(保健所の指示により期間が前後する場合があります。)
- ・休園期間中に消毒作業を行いますので、関係者以外の立ち入りはできません。
- ・当該児童は保健所等の指示に従い、医療機関への受診・健康観察を行ってください。

2. 児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合について

当該児童については、登園を避けるようお願いいたします。この場合において、登園回避の期間は濃厚接触をした日から起算して2週間（PCR検査で陰性となっても短縮しません）とします。

- ・当該児童は登園を避けていただきますが、保育施設は原則開園とします。
- ・当該児童は保健所等の指示に従い、健康観察を行ってください。

3. 児童がPCR検査を受ける場合について

当該児童については、PCR検査の結果が判明するまで、登園を避けるようお願いいたします。

4. 児童の家族がPCR検査を受ける場合について

ご家族のPCR検査の結果が判明するまで、可能な限り登園を避けるようお願いいたします。

5. その他（プライバシー保護）

感染者等のプライバシー保護の観点から、インターネット等を利用しての不要な詮索やSNS等に情報を投稿するなどの行為は絶対にしないようにお願いします。

【お問い合わせ】

八潮市子育て福祉部保育課

電話：048-996-2111（内線314、480）